

松山市立小中学校 通学区域の弾力化

令和9年度入学の申請期限は11月5日(木)



弾力化について

■隣接校区選択制

令和9年度に市立小・中学校へ入学予定の新1年生とその兄姉で、松山市教育委員会が指定する住所地の校区の学校より隣接する学校の方が距離が短く、通学時の安全が確保できる場合は、隣接する学校(裏面参照)を選択できます。

【注意点】

①通学の距離・安全性を十分確認して選択してください。②各小・中学校への通学は、原則として徒歩です。③隣接する学校は、裏面をご覧ください。全市域選択制の学校は選択できません。④特別支援学級に入級の場合で、隣接校区への通学を希望する場合は、学校教育課 特別支援担当(948-6169)までご相談ください。

◇通学校の変更を希望する場合

「通学校変更許可申請書」に必要な事項を記入して学校教育課へ郵送またはオンラインで申請

【申請書の配布期間】10月1日(木)～11月5日(木)学校教育課、各小・中学校、支所等で配布(土・日・祝除く。)

松山市HPからも10月1日(木)以降に様式のダウンロード可。オンライン申請も10月1日(木)から受付開始



隣接校区選択制
申請はこちら

■全市域選択制

通学に公共の交通機関を利用できる市内中心部の番町・八坂・東雲小学校、豊かな自然の中で、少人数による様々な体験学習を実践している五明・立岩小学校は、市内全域から通学できます。

◇対象者

番町小	八坂小	東雲小	五明小	立岩小
令和9年度新1年生とその兄姉	全学年の児童	令和9年度新1年生 と新2年生	全学年の児童	全学年の児童
☎941-1446	☎941-1448	☎924-6987	☎977-2353	☎996-0221

【申請の条件】

①希望校の教育方針に賛同し、卒業まで学習活動を続けられること。②原則として、徒歩または公共の交通機関など、学校が認めた方法で登校すること。※学校の許可の無いお車での送迎(路上駐車)は認められません。③学校行事などに協力すること。④特別支援学級の募集はありません。

【申請方法】

希望する小学校の校長と児童・保護者が面談したのち、「通学校変更許可申請書」に必要事項を記入し、「面談証明書」を添えて学校教育課へ郵送(オンライン申請はありません。)

「通学校変更許可申請書」と「面談証明書」は通学を希望する小学校で、面談後に発行されます。

なお、学校説明会及び面談の日は、直接各学校へご確認いただくか、「広報まつやま9月15日号」をご覧ください。

■弾力化共通事項

各学校とも校区の児童・生徒が優先となるため、弾力化による転入学希望者が各学校の受入可能人数を超えた場合は、公開抽選となります。希望校が抽選となる場合には、11月20日(金)までに電話にてご連絡します。

【抽選予定日】 12月1日(火)・2日(水)のいずれか(抽選となる学校が多い場合は3日(木)になる可能性あり)

【予定場所】 松山市役所第四別館 4階第1会議室(三番町六丁目6番地1)

【注意点】

- ①「隣接校区選択制」「全市域選択制」で申請できる学校は、それぞれ1校です。ただし、両制度の重複申請は可能です。
- ②すでに弾力化で校区外通学をしている兄弟姉妹がいる場合でも、申請は必要です。
- ③健康診断を入学希望校で受診した場合でも、入学が許可された訳ではないので、申請が必要です。
- ④申請書の提出後に転居を予定している方は、学校教育課へご相談ください。

◇申請期限 オンライン、郵送ともに 11月5日(木)※郵送の場合 消印有効

◇郵送の場合の送付先 790-0003 松山市三番町六丁目6番地1 学校教育課 学籍担当

※弾力化による校区外通学が許可となった方には、12月中旬に「通学校変更許可書」を送付します。

※「弾力化制度」に該当しない校区外通学については、学校教育課へご相談ください。また、日浦・興居島の小・中学校、中島中学校への入学・転学については、「広報まつやま9月15日号」や松山市ホームページをご覧ください。

※校区の学校へ入学する場合は、手続きの必要はありません。令和9年1月下旬に「就学通知書」を送付します。

お問い合わせ (教)学校教育課 学籍担当 TEL:089-948-6870 FAX:089-934-1815

隣接する学校名一覧 【選択できるのは、校区の学校より通学距離が短く、かつ通学時の安全が確保できる隣接校です。】

一覧の見方：ご自宅の校区の学校名の欄を見て、隣接する学校を確認してください。

[小学校] 学校名：住所により市教育委員会が指定している学校（校区の学校）

学校名	選択できる隣接校名	学校名	選択できる隣接校名
番 町	新玉・雄郡・素鷺・味酒	久 米	小野・窪田・石井東・福音・北久米・桑原・湯山
味 酒	みどり・宮前・味生・味生第二・新玉・清水	浮 穴	荏原・窪田・石井東・石井・椿
八 坂	道後・桑原・素鷺	小 野	窪田・久米・湯山
東 雲	道後・湯築・味酒・清水	石 井	石井北・石井東・椿・浮穴・福音
新 玉	雄郡・たちばな・味生第二・味酒	荏 原	坂本・浮穴
清 水	湯築・姫山・みどり・味酒	坂 本	荏原
雄 郡	新玉・たちばな・双葉・石井北・素鷺	たちばな	新玉・雄郡・双葉・余土・さくら・味生第二
素 鷺	雄郡・石井北・福音・桑原・双葉	椿	余土・双葉・石井北・石井・浮穴
堀 江	伊台・潮見・和気・粟井	石井東	福音・久米・窪田・浮穴・石井・石井北
潮 見	伊台・湯築・姫山・久枝・和気・堀江	北久米	桑原・久米・福音
久 枝	潮見・和気・みどり・姫山	味生第二	味生・味酒・新玉・たちばな・さくら・生石
和 気	堀江・久枝・みどり・宮前・高浜・潮見	石井北	雄郡・双葉・余土・石井・椿・石井東・福音・素鷺
三津浜	高浜・宮前・味生	さくら	味生第二・たちばな・余土・垣生・生石
宮 前	和気・高浜・三津浜・味生・味酒・みどり	みどり	和気・久枝・姫山・味酒・宮前・清水
高 浜	三津浜・宮前・和気	福 音	素鷺・桑原・北久米・久米・石井東・石井・石井北
味 生	三津浜・宮前・味酒・味生第二・生石	双 葉	雄郡・石井北・余土・素鷺・たちばな・椿
桑 原	久米・北久米・福音・素鷺・道後・湯山	窪 田	久米・小野・浮穴・石井東
生 石	味生・味生第二・さくら・垣生	姫 山	潮見・湯築・みどり・久枝・清水
垣 生	生石・さくら・余土	浅 海	難波
道 後	湯築・湯山・桑原	難 波	浅海・正岡・北条
湯 築	道後・湯山・伊台・潮見・姫山・清水	立 岩	浅海・難波・正岡・河野
余 土	垣生・さくら・たちばな・双葉・石井北・椿	正 岡	難波・北条・河野
湯 山	小野・伊台・湯築・道後・桑原・久米	北 条	難波・正岡・河野
日 浦	湯山・小野・河野	河 野	正岡・北条・粟井
伊 台	湯山・堀江・潮見・湯築	粟 井	堀江・河野
五 明	湯山・伊台・堀江・河野・粟井		

[中学校]

学校名	選択できる隣接校名
拓 南	東・桑原・久米・南第二・南・雄新
雄 新	東・拓南・椿・余土・西・津田・城西・南
勝 山	鴨川・北・城西・東・道後
東	道後・桑原・拓南・雄新・城西・勝山
道 後	鴨川・旭・湯山・桑原・東・勝山
鴨 川	内宮・旭・道後・勝山・北
内 宮	旭・鴨川・北・北条南
三津浜	高浜・北・城西・津田
高 浜	北・三津浜
津 田	三津浜・城西・雄新・西
垣 生	西・余土
余 土	垣生・西・雄新・椿
湯 山	道後・旭・小野・桑原・久米
日 浦	湯山・旭・小野・北条南
旭	湯山・道後・鴨川・内宮・北条南
久 米	桑原・湯山・小野・南第二・拓南
小 野	湯山・久米
久 谷	南第二
南	南第二・椿・雄新・拓南
西	津田・雄新・余土・垣生
南第二	久谷・久米・南・椿・拓南
桑 原	道後・湯山・久米・拓南・東
椿	余土・雄新・南・南第二
城 西	北・勝山・東・雄新・津田・三津浜
北	内宮・鴨川・勝山・城西・三津浜・高浜
北条北	北条南
北条南	内宮・旭・北条北

* 日浦・興居島の小中学校、中島中学校への入学・転学については、「広報まつやま 9 月 15 日号」や松山市ホームページをご覧ください。
* 番町・八坂・東雲・五明・立岩小学校、日浦・興居島の小中学校、中島中学校は市内全域から通学できるため、隣接する学校名から除いています。

～新小学1年生の児童の保護者のみなさまへ～

入学準備金（就学援助制度）のお知らせ

松山市では、経済的な理由で公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費の一部や修学旅行費、給食費などの援助を行っています。

就学援助費のうち、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）は申請によって入学前の3月に受け取ることができますので、希望される方はお子様が入学予定の小学校へお申し込みください。

○どんな世帯が対象となるの？

松山市にお住まいで、以下のいずれかに該当する方（ただし、世帯内で該当理由はいずれかに統一してください。）※生活保護の方は対象となりません。

該当理由	必要書類	備考
① 生活保護が停止または廃止された方 ※停止または廃止後に世帯の構成が異なる場合は、この理由での申請はできません。	保護廃止（停止）決定通知書 および 保護受給証明書	停止または廃止され、申請を希望される場合は、すみやかに学校へお申し出ください。
② 市町村民税が非課税の方	令和8年度 市民税・県民税非課税証明書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。
③ 市町村民税が減免されている方	通知書	
④ 個人事業税が減免されている方	通知書	
⑤ 固定資産税が減免されている方	通知書	新築住宅に対する軽減措置等は対象外です。
⑥ 国民年金の保険料が免除されている方 ※4分の1免除は対象外です。 ※世帯に国民年金以外の年金制度の方がいる場合や、年金受給中の方がいる場合は、この理由での申請はできません。	国民年金保険料免除申請承認通知書 または 国民年金保険料免除理由該当通知書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。
⑦ 国民健康保険の保険料が減免 または 徴収猶予・軽減されている方	令和8年度 国民健康保険料納入通知書	世帯の方全員の氏名が確認できる必要があります。
⑧ 児童扶養手当を受給されている方	有効期限が令和9年10月31日の 児童扶養手当証書	該当する方の証書は郵送にて、令和8年11月末頃にお手元に届く予定です。
⑨ 生活資金貸付金を受給されている方	生活福祉資金貸付決定通知書 または 通帳の写し（口座名義・振込金額）	
⑩ 経済的理由によりお困りの方	令和8年度 市民税・県民税課税（所得）証明書	学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。

※⑩の項目で否認定となった際、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、直近の収入が減った場合、再申請ができます。

○入学準備金とは？

ランドセルや通学用服など、新入学に必要な学用品・通学用品にかかる費用を援助するものです。

	対象	支給額	支給時期
小学校	令和9年4月に 小学1年生となる児童	64,300円	入学前の3月
中学校	小学6年生の児童	81,000円	入学前の3月

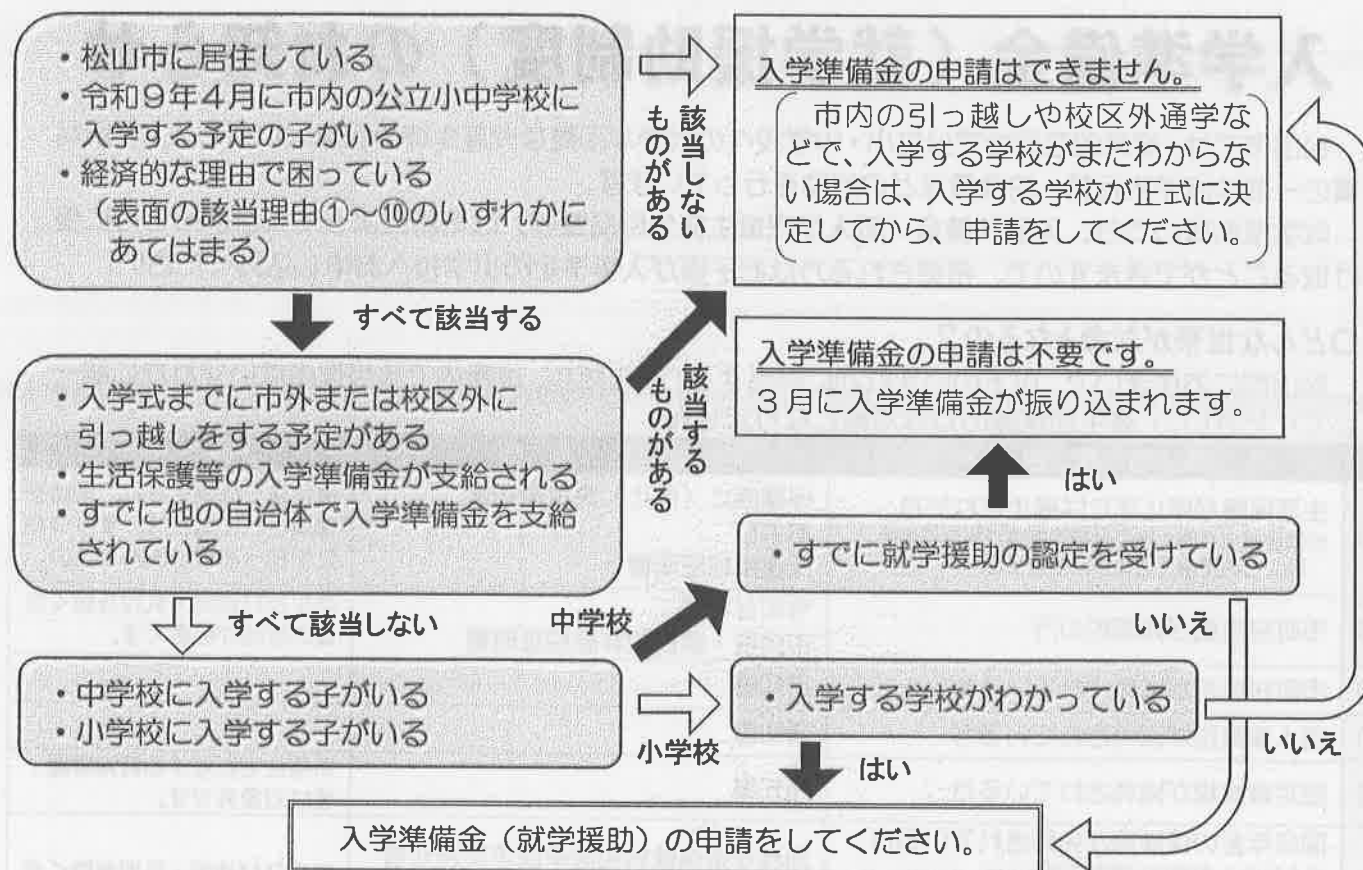
～ご注意ください～

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、入学準備金の対象にはなりません。

- (1) 令和9年4月の入学式までに、松山市から転出される方
- (2) 公立小中学校（県立中等教育学校前期課程を含む）以外の学校へ入学される方
- (3) 生活保護や入所施設での入学準備金を受給される方
- (4) 松山市以外で、同じ児童に対する入学準備金を受給された方

※入学準備金を受給した方が、(1)～(4)に該当する状況になった場合は、すみやかに各学校へご連絡ください。（入学準備金は返還していただきます。）

○入学準備金の申請をする人は？（矢印にそってご確認ください）



○申請の方法は？

	新小学1年生	新中学1年生
申し込み	10月～11月頃、入学予定の各小学校に申請書類を提出します。	原則として随時、通学している各小学校に申請書類を提出します。
	各学校に「就学援助希望申請書」がございますので、必要事項を記入して、該当理由に必要な書類（所得証明書など）を添付して提出してください。	
結果通知	1月頃、入学予定の各小学校を通じて認定結果が通知されます。	申請後、2～3週間後に各小学校を通じて認定結果が通知されます。
書類提出	1月頃、入学予定の各小学校に口座振替依頼書、確認書を提出します。	現在通学している各小学校に口座振替依頼書、確認書を提出します。
支給	3月中旬以降（予定）に、各小学校を通じて入学準備金が口座に振り込まれます。	

※提出書類に不備があった場合は、3月の振り込みに間に合わないことがありますのでご了承ください。

※申し込み後の引っ越しや婚姻など、世帯の状況に変化があった場合は必ず学校にお申し出ください。

～ご注意ください～

入学前に入学準備金の支給を受けた人は、入学後（4月から）も就学援助制度を希望する場合、別途、令和9年度の申請をする必要があります。新小学1年生は入学後の4月中、新中学1年生は入学前の1月下旬頃から入学後の4月末までに、通学している小中学校へ再度書類をご提出ください。

なお、入学準備金の入学前支給を希望しない方で、入学後の4月1日に就学援助が認定（当初認定）された方には、6月下旬以降に入学準備金を支給します。

お問い合わせ先

お子さまが通学しているまたは入学予定の小学校（制度の申請先は各小学校です）